

# 令和7年度 Facebook を活用した台湾・香港インバウンドプロモーション業務委託仕様書

## 1 目的

本業務は、本市の魅力を活かしたショート動画等を用いた記事を作成し、台湾及び香港の旅行関心層に向けてフェイスブックを通じて発信することで、インバウンドの誘致を図り、関係人口及び交流人口の拡大につなげることを目的とする。

## 2 履行期間

契約締結日から令和7年 11 月 30 日まで

## 3 業務概要

本業務は以下の内容で構成される。

- (1) ショート動画(20 秒想定)及び静止画の制作
- (2) フェイスブック広告配信及び運用
- (3) 広告運用の効果測定及び報告

## 4 業務の要件

### (1) ショート動画及び静止画の制作

- ① ショート動画(20 秒想定)及び静止画をそれぞれ5本程度制作すること。
- ② 現地取材を実施すること。取材対象は委託者である本市と相談の上、受託者の責任で選定すること。
- ③ ショート動画及び静止画の制作については、イメージの提案を行い、本市と協議のうえ、制作及び編集を進めること。
- ④ ショート動画及び静止画には繁体字の説明文を付与すること。
- ⑤ 台湾及び香港のターゲットに適したデザイン及び構成とすること。

### (2) フェイスブック広告配信及び運用

- ① 制作したショート動画及び静止画を使用した記事を広告配信すること。ただし、配信の頻度は、概ね1ヶ月ごととすること。
- ② 配信ターゲットは 20 代～60 代の台湾及び香港在住者とすること。

### (3) 広告運用の効果測定及び報告

- ① 広告運用によるリーチ数やエンゲージメントなどの効果測定を実施し、実績レポートを提出すること。

## 5 実績報告

### (1) 制作コンテンツの納品

- ① ショート動画5本程度
- ② 静止画5本程度

- (2) 業務終了後に広告運用の実績レポートを含む最終報告書を提出すること

## 6 業務実施体制

- (1) 受託者は、業務遂行にあたり適切な体制を整え、本市と連携しながら進めること。
- (2) 事業の遂行に当たっては、本市と十分協議のうえ、作業を進めること。

## 7 秘密保持

### (1) 秘密の保持

- ① 本市は、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注者選定以外の目的で使用しない。
- ② 受託者は本業務に関し、本市から受領し又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を、本市の許可なく公表し又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務により知り得た本市、企業、市民及び関係者の秘密を保持しなければならない。

### (2) 個人情報等の保護

- ① 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は法定代理人等の同意を得るとともに、関係法令を遵守しなければならない。
- ② 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後も継続して履行されるものとし、違反があった場合は、法令に基づき厳正に対処するものとする。

## 8 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 受託者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

## 9 成果物の権利

成果物として著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに本市に譲渡すること。

## 10 その他

- (1) 成果品については、本仕様書の内容を満たすものとする。品質が十分に確保されていない場合、本市は改善要求の指示を行い、この指示を受けたときは、受託者は速やかに対応しなければならない。
- (2) 業務に係る一切の経費は委託料に含むものとし、商品、飲食物、体験サービス等の撮影に係る代金は受託者が支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。
- (3) 業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、本市と協議のうえ、誠意をもって処理すること。